

【参考】林道規程改正の検討について

林道規程の主な改正検討事項

項目 (条項)	内容	理由等
設計車両 (第9条)	設計車両に「セミトレーラ」を追加し、その緒言を明示。	今後の木材の大量輸送に対応するため。
路肩 (第12条)	路肩の幅員を縮小する場合の下限値を0.25mから0.3mとするとともに、必要な場合は拡幅を行えることを明記した。	林道利用者等へのアンケート調査から、林道は狭い、路肩が軟弱等の意見、また、積雪地における除雪やその他地形的条件等から拡幅することが必要な場合があるため。
曲線部 (第17条)	セミトレーラの通行する自動車道に係る曲線半径ごとの拡幅量を追加するとともに、拡幅量の減少はさせないこととした。	開設当初セミトレーラを通行させる自動車道の構想を容易とするとともに、安全通行を確保するため。
縦断勾配 (第20条)	最急勾配を緩くする変更した。	急勾配で通行しにくいとの意見があったこと、路盤工が侵食される被害を抑制する必要があること等のため。
路面 (第22条)	路面について、幹線とする自動車道は舗装、支線・分線とする自動車道は砂利とし、路面を砂利とする場合の構造を技術基準に定める「路盤工」とすることを明記した。	砂利の路面は締固めが行われない場合が多い実態から開設当初より支持力を有し自動車の安全通行の確保を図る必要がある等のため
排水施設 (第27条)	路面排水施設を適切に設置し、路体やのり面等の決壊あるいは崩壊、路面等の侵食等を防止しなければならないことを明記した。	降雨強度等に基づく雨水流出量や流下水の洪水流あるいは土砂流出に応じた規格・構造の横断排水施設、路外からの流入水に対する側溝及び路面排水施設を適切に配置して、近年の災害発生状況から流下水等への適切に対応するため。
林業作業用施設 (第33条)	林業作業用施設の種類・役割及び規格構造を決定する際の考え方を明記した。	林業作業用施設は林道の機能を発揮させるためには必須の附帯施設であること、担当者に明確に種類と役割を認識させる必要があること等のため。

※参考 「令和元年森林整備保全事業推進調査事業」による林道規程等に関するアンケート調査結果より（ポイント）

- ・2級及び林道専用道においてもセミトレーラ等の大型車両の通行が確認。減少する林業従事者の状況を考えると、林業作業の集約化は今後もつづくものとみられ、大型車の林道への乗り入れに対する要望は強くなることが想定。
- ・被災箇所として路面及び路体と切土法面が多く報告。維持管理や改善すべき事項として、路面排水施設や法面保護が重要との意見。
- ・林道規程や林道技術基準について、路盤の強化、幅員の確保、路面の安定等の意見。